

乗合バスのバリアフリー化について

【バリアフリー化の目標】～移動円滑化の促進に関する基本方針(平成12年11月15日告示)～

「バス車両(現時点においては、総車両数約6万台)に関し、原則として、10年から15年で低床化された車両に代替する。また、ノンステップバスについては、向こう3年間から5年間を目途に標準化を図ること等の措置を講ずることにより、新規導入車両に占める割合を逐次高めることとし、これによって平成22年までに、バス総車両数の20パーセントから25パーセントをノンステップバスとする。」

ノンステップバス等の車両数の推移

(平成15年3月末現在)

(単位:台)

平成 年度末	うち ノンステップバス			低床バス			リフト付バス			乗合バス 総車両数
	車両数	総車両数比	指数	車両数	総車両数比	指数	車両数	総車両数比	指数	
4	-	-	-	62	0.1%	-	56	0.1%	-	63,857
5	-	-	-	71	0.1%	-	95	0.2%	-	63,263
6	-	-	-	150	0.2%	-	141	0.2%	-	62,568
7	-	-	-	231	0.4%	-	171	0.3%	-	61,861
8	19	0.0%	-	461	0.8%	-	235	0.4%	-	61,171
9	145	0.2%	-	840	1.4%	-	260	0.4%	-	60,354
10	433	0.7%	-	1,395	2.3%	-	278	0.5%	-	59,426
11	840	1.4%	-	2,115	3.6%	-	290	0.5%	-	58,689
12	1,496	2.6%	100.0	3,254	5.6%	100.0	326	0.6%	100.0	58,348
13	2,623	4.5%	175.3	5,867	10.1%	180.3	407	0.7%	124.8	58,273
14	4,110	7.0%	274.7	8,774	15.0%	269.6	488	0.8%	149.7	58,424

(注1)「リフト付バス」は、中扉に設けられたリフトを使って、主に車いす使用者の乗降を円滑に行うことができるバスをいう。

(注2)「低床バス」は、床面の地上面からの高さは65cm以下であって、スロープ板及び車いすスペースを1以上、乗降口と車いすスペースとの間の通路の有効幅は80cm以上であることなど交通バリアフリー法の移動円滑化基準で規定されている設備が備えられているバス等をいう。

(注3)「ノンステップバス」は地上面から床面までの高さが約30cm程度であり、スロープ板及び車いすスペースを1以上、乗降口と車いすスペースとの間の通路の有効幅は80cm以上であることなど交通バリアフリー法の移動円滑化基準で規定されている設備が備えられているバス等をいう。

(注4)指数は、交通バリアフリー法が制定された平成12年度を100とする。

ノンステップバス等の車両数の推移

